

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		改善命令等（特定粉じん発生施設）
根拠条例・規則名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第18条の11
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地境界線における大気中の濃度が規制基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>一時使用停止命令については、緊急性を有する等、改善方法が一時停止命令以外にないとき。</p>
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		